

## 令和7年度えひめこどもの城酷暑対策業務委託 企画提案仕様書

### 1 委託業務名

令和7年度えひめこどもの城酷暑対策業務

### 2 業務の目的

えひめこどもの城が「だれもが“愛顔”になれる『冒険』と『やすらぎ』のシンボルパーク」となることを目指し、くわがたのステージの観覧席を覆う屋根を設置するとともに、園内にクールスポットとなるミスト装置を配備し、酷暑時の来園者の安全対策を図る。

### 3 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで

### 4 委託上限額

179,400,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

### 5 業務内容

業務の実施に当たっては、「第2期えひめこどもの城魅力向上戦略」の趣旨を踏まえた上で、酷暑時における来園者の安全確保を図ることを目的に、次の条件を満たすこと。

#### (1) 留意事項

業務にあたり、順守すべき法規制・適用基準等に基づき、必要となる設計等を実施すること。また、業務の進捗に応じて設計図を提出するなど愛媛県に対して中間報告を行い、十分な打ち合わせをすること。

#### (2) くわがたのステージ観覧席を覆う屋根の設置

- ・酷暑時や一般的な雨天時においても安全に利用するため、くわがたのステージの観客席を覆う屋根を設置すること。なお、くわがたのステージ観客席は、ステージイベント時のほか、来園者の休憩や昼食場所での利用を想定している。
- ・屋根の面積については別図に示すエリア（260㎡）以上とし、提案に具体的に示すこと。なお、提案を求める屋根面積（90㎡）等についてもできる限り覆うことが望ましい。
- ・屋根構造は膜構造を基本とし、対候性の高い製品を用いること。また、雨水についても適切に排水するとともに、利用者の妨げとならない構造とすること。
- ・柱構造はS造平屋を基本とし、塗装や装飾についても提案に含めること。
- ・観客の視線の妨げとなるため、ステージ側には柱の設置は原則的に不可とし、両

サイドからの架設または背後からの張り出し方式を基本とする。

- ・屋根下照度の平均値が30ルクス以上となるよう、LED灯具等照明設備を配置すること。電源については既設のくわがたステージ周辺のハンドホールを介して配電盤から受電することを基本とし、電気配管については利用者の歩行等の妨げにならないよう配慮すること。
- ・設置後の環境が視覚的に理解できるよう、イメージ図等で示すこと。
- ・工事によるくわがたのステージの使用中止など、運営への影響について配慮するとともに、想定を提案に含めること。

### (3) クールスポットとなるミスト装置の配備

- ・来園者の動線等の想定から配備に効果的な場所を選定し、具体的に提案すること。設置台数についても提案によるが、8台程度を想定している。
- ・ミスト装置は、可搬式かつ散水栓からの直接給水を基本とし、散水栓の設置や配電等、必要な整備を行うこと。
- ・ドライミスト発生装置を備え、ミストノズルはステンレス製を基本とする。
- ・デザインはえひめこどもの城にふさわしいものとし、提案で具体的に示すこと。
- ・デタイマーのほか、維持管理が容易な装備を備えること。

### (4) その他

- ・本業務に必要な設計、電気工事、既存物の移設・撤去等は業務に含めることとし、提案及び見積りに含めること。なお、階段観覧席を撤去等した場合、現状復旧を基本とするが、施工上現状復旧ができないと判断される場合は、愛媛県及び指定管理者の了解を得た上で、同等品以上の材料を用いて復旧すること。
- ・引き渡し後、えひめこどもの城のスタッフが日常的に行う点検業務等、必要なマニュアルを作成すること。
- ・上記業務以外に、酷暑対策や併せて行う魅力向上に資する提案があれば独自提案として追加提案すること。ただし、実施については別途協議の上、決定するものとする。
- ・業務の実施に当たっては、提案を基に、愛媛県及びえひめこどもの城指定管理者（以下、「指定管理者」という）との協議によって決定する。
- ・別途愛媛県が直接または委託して実施する広報等に係る業務について、誠実に協力すること。
- ・その他、内容や進捗状況について、愛媛県、指定管理者、関係機関等と綿密に協議を行うこと。

## 6 業務計画書及び報告書の提出

- (1) 受託者は、契約締結後遅滞なく受託者が提案した企画提案書をもとに、具体的な業務内容について、愛媛県と協議の上、委託契約書に定める「業務計画書」を作成し、愛媛県に提出すること。

- (2) 委託業務完了後、委託契約書に定める「実績報告書」を作成し、愛媛県の検査を受けること。
- (3) 愛媛県は、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求める場合は、速やかに対応すること。
- (4) 愛媛県は、業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は、委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。

## 7 再委託の可否

受託者は、委託業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、愛媛県の承諾を得た場合は、この限りではない。

## 8 成果の帰属及び秘密保持

### (1) 成果の帰属

受託者が本業務で制作した制作物の著作権及び使用権は、原則として、愛媛県に帰属する。

### (2) 秘密保持

ア 本業務に関し、受託者から愛媛県に提出された計画書等は、本業務以外の目的で使用しない。

イ 本業務に関し、受託者が愛媛県から受領又は閲覧した資料等は、愛媛県の了解なく公表又は使用してはならない。

ウ 受託者は、本業務で知り得た業務上の秘密を保持しなければならない。

## 9 個人情報の保護

個人情報の保護については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）に準じて取り扱うこととし、受託者は本業務（再委託した場合を含む。）を履行する上で、個人情報を扱う場合は個人情報保護法及び別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

なお、受託業務に従事している者等が、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に利用したとき等は、個人情報保護法第176条又は第180条の規定に基づき処罰される場合がある。

おって、疑義がある場合は愛媛県に協議することとする。

## 10 その他

業務の実施に当たっては愛媛県及びえひめこどもの城指定管理者と受託者が協議を重ねながら実施するものである。

【別図】

